

移動用電源車の購入について

平成24年8月27日

上下水道局

水道事業会計において、地震災害等による停電対策の一環として計画していた移動用電源車購入について、当初予算編成に際し、予算原案の作成事務に遺漏があったため、改めて市議会9月定例会に補正予算の提出が必要となったものである。

1 平成24年度9月補正予算の内容について

当該移動用電源車購入費については、当初予算において、必要な予算額を計上しており、予算説明書等にもその内容を記載していたものであるが、地方公営企業法等に基づき、予算で定めなければならない重要な資産の取得に該当する事項であり、予算議案の条項として定めていなかったことから改めて補正予算を提出するものである。

また、これにより移動用電源車の購入の契約事務については、議決後に事務処理を進めることとなるが、災害復興関係事業や計画停電対策等により例年に比較し多くの需要がある現状から年度内の納期の設定が困難と判断した。

そのため、今年度契約事務を実施するものの、納期を25年度まで延長することとし、当該予算の81,795千円の減額及びこれと同額の限度額を内容とする債務負担行為の設定を併せて提案するものである。

2 電源車の配備及び非常用自家発電装置の設置計画の概要について

今年度計画していた米内浄水場の非常用電源設置については、移動用電源車からの電力供給により停電時における浄水場設備の稼働を可能とするため、起動時の電力の負荷を抑制するための既設電源設備の改修工事が必要であり、3月中旬の竣工の予定である。

これと併行して年度内の移動用電源車の購入を計画していたものであるが、契約が10月以降となるため、移動用電源車の購入については、平成25年5月中の納期となる予定である。

既存移動用電源車の発電機の更新等停電時の電源確保に関するその他の事業については、予定どおり実施する。

【関係法令】

○地方公営企業法

(資産の取得、管理及び処分)

第33条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。

2 前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。(以下略。)

○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給水装置工事資金の融資に伴う利子補給についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成29年度	給水装置工事資金融資額に対する年利1.5%以内の利子補給額
給水装置工事資金の融資に係る損失補償についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成29年度	給水装置工事資金融資額に係る損失補償額
水道事業検針業務委託に必要とする経費についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成27年度	333,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
安 全 対 策 事 業 債	146,000千円	借入先 財務省、銀行その他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 平成24年度 ただし、財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし、財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し、又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えることができる。
合 計	146,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用又は第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,391,857千円  
(2) 交際費 360千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,391千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、60,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1	取得する資産	車両運搬具 移動用電源車	1 台

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明